⑵　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、評価制限数及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は以下のとおりとする。

価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）（小数点以下第４位を四捨五入）

②　技術点の算定は、上記⑴の評価項目毎の技術点を合計して算定する（小数点以下第２位を四捨五入）（最大15点）。

⑷　技術提案の方法　技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　技術提案の履行の確保　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

受注者の責により、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は最大９点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

⑺　採用とされた技術提案　採用とされた技術提案により、設計図書及び予定価格の変更は行わない。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）　独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　腰川　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588　10時から17時まで

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　平成27年12月10日（木）から平成28年１月13日（水）17時まで

②　交付方法　別途指定するホームページからのダウンロードによる。

なお、ホームページのアドレス等については、⑴まで問い合わせされたい。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　確認申請書等の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　平成27年12月11日（金）から平成28年１月13日（水）17時まで。

ただし、持参による場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く）。

③　提出先　⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法等及び開札執行日時等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　郵送による場合は、平成28年２月16日（火）から平成28年２月22日（月）17時までに機構に到着した入札書に限り有効とする。持参による場合は、平成28年２月16日（火）から開札日時まで。

ただし、持参による場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く）。

③　提出先　⑴に同じ。ただし、開札日時に立ち会いの上、提出する場合は、⑤の開札場所。

④　開札日時　平成28年２月23日（火）14時00分

⑤　開札場所　独立行政法人水資源機構本社７階入札執行室

⑸　再度の入札　開札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

６　確認申請書等のヒアリング　確認申請書等の内容のヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

７　その他

⑴　使用する言語及び通貨　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札の無効　競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書または技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「2. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限範囲内で３⑶の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、３⑶の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑷　低入札価格調査　低価格入札については、その価格より当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、「低入札価格調査」を行う。

なお、このうち、著しい低価格により、要求品質が確保されないおそれがあると認められる場合は、積算の合理性や現実性等を徹底して調査する「重点調査」を実施する。

⑸　契約書の作成　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の「10分の４以内」から「10分の２以内」とする。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていないことが判明した場合又はＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない（解除する）ことがある。

⑺　別に求める技術者　本工事は専任の配置予定技術者の配置が義務づけられているが、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ

⑾　入札の延期等

①　不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

②　機構の事由により、入札等の延期又は中止をすることがある。

⑿　独立行政法人が行う契約の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。

公表の対象となる契約の詳細は、

http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。

⒀　詳細は入札説明書による。